

実証運行事前登録の受付を開始

問い合わせ／道路課交通担当（内線3219）

デマンド交通とは？

高齢者や障がい者の方などの移動手段の確保及び利便性の向上を図るため、タクシーを利用して自宅と公共施設や病院、商業施設などの共通乗降場間を安心・安全に低額で移動することができる公共交通です。

年間50万人を超える利用のあるコミュニティバス「フラワー号」や民間路線バスとデマンド交通が一体的に機能することで、より利用しやすい公共交通を目指します。

実証運行の期間に事業内容を検証し、平成31年4月から本運行に移行します。



利用する際の手続き

デマンド交通の利用には、事前登録が必要です。

■市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方は利用登録ができます。

登録できる方	申請に必要なもの
70歳以上の方	運転免許証・健康保険証など生年月日が分かるもの
要介護、要支援の認定を受けている方	介護保険被保険者証
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	交付を受けている手帳
指定難病医療受給者証・特定疾患医療受給者証・指定疾患医療受給者証・県単独指定難病医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方	各受給者証
小学校就学前のお子さん	健康保険証
妊娠中の方	母子健康手帳

- 注意事項**
- ・1人での乗降が困難な場合は、介助の方と一緒に乗車してください
 - ・小学校就学前のお子さんは、16歳以上の保護者の同伴が必要です
 - ・妊娠中の方は、出産予定日の1か月後まで利用できます



登録方法・窓口



登録方法／下記の登録窓口に備えの利用登録申請書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、同所へ持参（代理申請可）

※利用登録した方には、「鴻巣市デマンド交通実証運行利用登録証」を約10日後に郵送します。

登録窓口／道路課、両支所地域グループ、各公民館・生涯学習センター

鴻巣市デマンド交通実証運行利用登録証

登録番号
住 所
氏 名
有効期限 年 月 日 まで
年 月 日 交付
鴻巣市長

▲「利用登録証」のイメージ



こうつう
「**鴻通**」が変わる!

5月15日(火)～鴻巣市デマンド交通



実証運行期間 6月15日(金)～平成31年3月31日(日)

運行範囲

自宅又は市が指定した公共施設・駅・病院・金融機関・商業施設等の
共通乗降場が運行範囲となります。

- 詳細は、本号配布に併せて、各自治会で回覧する「鴻巣市デマンド交通実証運行ご利用案内」のパンフレット（申請時にも配布）をご覧ください。市ホームページ（「鴻巣市 デマンド交通」で検索）をご覧ください。
- 次の施設は市外の共通乗降場となっています。
 - 行田総合病院（行田市） ○さめじまボンディングクリニック（熊谷市）
 - 北里大学メディカルセンター（北本市） ○北本駅東口・西口



利用の流れ



① タクシー会社に電話

市と協定を結んでいるタクシー会社に連絡します。

◆予約制ではないので、利用する直前に電話をしてください。利用する時間の指定はできません

② 「名前」や「出発地・目的地」を伝えます



「鴻巣市デマンド交通を利用します。登録番号〇〇〇番の鴻巣花子です。自宅から乗降場番号□□番の△△病院に行きたいのですが」

③ 指定場所で乗車



- ◆自宅又は共通乗降場から乗車します
- ◆乗車時に利用登録証を運転手に提示してください

④ 目的地で降車



- ◆目的地に着いたら料金を支払います



利用料金

通常のタクシー料金	利用料金(1台1回)
2,000円未満	500円
2,000円以上 3,000円未満	1,000円
3,000円以上 4,000円未満	1,500円
4,000円以上	2,000円

- 身体障害者手帳・療育手帳を提示した場合は、通常のタクシー料金から10%割引した額で、利用料金を算出します。
- 運転経歴証明書を提示した場合は、利用料金から10%割引します。
※「運転経歴証明書」は、免許証を返納した方に対し運転免許センターが発行します（有料）
- 福祉タクシー券との併用はできません。

